

27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について

【本資料の位置付け】

- 27年度施行に向けて市町村で行う準備事務について、考えられる事務や実施時期等について整理したもの。
- あくまで現時点で市町村において一般的に想定される内容を示したものであるため、本表で示した事務のうち、市町村によっては、必要がなかったり、進め方が異なったりする場合もあり得ることに留意。また、必ずしも必要な手続きを網羅したものではなく、今後必要に応じ、内容を追加していくことも想定したものである。
- 以上を前提として、各市町村における実施事務を検討いただく際の参考として、各市町村の状況に応じて、事務内容等を加除修正のうえ、チェックリストとして活用いただくことを想定したもの。
- なお、表中の網掛けがかかっている事項については、既に大半の市町村で実施済みであると想定されるものである。

平成26年6月

作業内容				実施時期	
分類	事項	内容	根拠等		
事業計画関係	①地方版子ども・子育て会議等の設置	子ども・子育て支援法第77条に定める「審議会その他の合議制の機関の設置」または第61条7項に定める「子ども・子育て支援に係る当事者への意見聴取」を行う。	条例等	できる限り早期に	
	②地方版子ども・子育て会議等の運営	利用定員の設定、市町村事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議をする。		適宜	
	③市町村子ども・子育て支援事業計画策定・提出	教育・保育提供区域の設定の検討をする。			できる限り早期に
		ニーズ調査票を作成し、住民に対しニーズ調査を行う。			～4月
		国が示した量の見込みの集計の手引きを参考に、ニーズ調査の結果を取りまとめ、教育・保育の「量の見込み」を集計する。(4月時点での量の見込みを都道府県に報告)			～4月
		既存施設に対する新制度への移行の意向調査を行う。			6月～7月
		事業計画の骨子案・素案を作成する。			～8月
		集計した「量の見込み」について、補正の必要性などを検討し、「量の見込み」をある程度確定させる。「量の見込み」の補正を行う場合、潜在的な利用ニーズについても考慮するなど「量の見込み」の算出の基本的な考え方を踏まえたものとともに、その補正根拠などについて地方版子ども・子育て会議等での議論を経るなど透明性を確保して行う。			～9月
		ある程度「量の見込み」を確定した上で、それに対する提供体制の「確保方策」について、地方版子ども・子育て会議等で議論を行い検討する。			～9月
		教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容について検討する。既存の幼稚園・保育所に対し、認定こども園への移行の希望の有無について確認し、必要に応じ需給調整について都道府県と調整する。指定都市、中核市は、「都道府県計画で定める数」を設定する。			～9月
		次世代法の行動計画策定指針に基づき、事業計画との整合性、一体的策定等の検討を行う。(策定指針の方向性は、6月下旬頃提示予定)			～9月
		事業計画案の中間とりまとめを行い、都道府県へ報告する。(既存施設の意向調査も踏まえ、確保方策について都道府県と随時情報交換)			～9月頃
「量の見込み」「確保方策」「教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容」以外の記載事項の検討を行う。			～27年3月		
中間とりまとめを行った事業計画についてパブコメを実施し、事業計画を策定・公表する。(策定した事業計画は都道府県へ提出)			～27年3月		

※ 「手引き」は国が示した調査票のイメージを使用した標準的な算出方法であるため、「量の見込み」の算出については、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。「量の見込み」の算出については、平成26年4月2日付、平成26年5月1日付の事務連絡を参照。

※ 事業計画策定にあたっては、障害福祉計画との整合性にも留意すること。(平成26年5月30日付事務連絡参照)

作業内容				実施時期
分類	事項	内容	根拠等	
各種基準関係等	④地域型保育事業認可基準 条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑤施設・地域型保育事業の運営基準(確認制度)条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑥放課後児童健全育成事業 基準条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑦保育の必要性の認定基準	48～64時間の範囲で市町村が定める下限時間を検討、規則等で定める。 (最大で10年間の経過措置期間あり)	規則等	～9月(できる限り速やかに)
		必要に応じ、上記について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴いて、「その他市町村が定める事由」について検討し、必要があれば規則等で定める。	規則等	～9月
	⑧利用調整(優先利用)の運用方針	国の子ども・子育て会議で示された項目をもとに、優先利用の項目について検討を行う。		～9月
		利用調整にあたっての優先度その他のルールを定める。(ガイドラインや内規等で定める)。また、必要に応じ、他市町村との広域利用についての調整を行う。		～9月
利用者の保育の利用希望、施設の利用状況等に基づき、利用調整を行い、利用可能な施設・事業のあっせん、要請を行う。			10月～	
⑨公立施設に関する条例改正	現行の公立施設に関する設置条例等の改正の必要について検討を行い、必要に応じて条例(及び規則、要綱等)改正する。	条例等	適宜	

※ 地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、将来事業者の参入があった場合に備え必ず条例化しておく必要がある。
(法令上も条令制定は義務)

※ 放課後児童健全育成事業基準の条例制定に当たっては、個々の放課後児童クラブすべてに小学校6年生までの受け入れ義務を課すものではないが、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、条例において利用対象を小学校3年生までに制限することは適当ではない。

※ 保育の必要性の認定基準は、子ども・子育て支援法施行規則において具体的に規定されるものであり、必ずしも市町村において条例化する必要はない。

作業内容			実施時期	
分類	事項	内容	根拠等	
地域子ども・子育て支援事業	⑩地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)	保育緊急確保事業に基づく先行的な実施を検討・予算化・実施をする。		4月～27年3月
		量の見込みの集計結果に基づき、実施事業内容等の検討を行う。		4月～
		事業者向け説明会などで事業内容について周知する。		～9月
		国の示す要綱案等に基づき、実施要領等を検討・制定する。		～27年3月
		事業所に応募をかけ、事業者からの事業実施の届け出を受け付ける。		10月～
		27年度に向けた予算化の作業を行う。		～27年3月
利用者負担	⑪利用者負担の検討・確定(政令の範囲内で市町村が定める)	保育所等の利用者負担額及び減免規定については、利用者負担額の国基準(上限)及び各市町村における現行の設定内容等をもとに、検討を行う。		6月～
		公立幼稚園の利用者負担額及び減免規定については、各市町村の現行の設定内容等を踏まえつつ、検討を行う。		6月～
		私立幼稚園については、幼稚園が個別に定めている現行の利用者負担額の実態を把握するとともに、国基準(上限)・就園奨励費からの移行の観点等を考慮しつつ、利用者負担額及び減免規定の検討を行う。		6月～
		市町村が定めようとする利用者負担額よりも現に低い保育料を設定している私立幼稚園については、利用者負担の経過措置の内容等を踏まえ、事業者との調整を行う。		6月～
		利用者負担額について、必要に応じ地方版子ども・子育て会議等に説明する。		適宜
		利用者負担額の区分内容・枠組みの概要について住民・事業者に対し周知する。		6月～
		市町村民税担当課と税情報の提供について調整を行う。		～9月
		広域利用の実態及び見込みを踏まえ、広域利用の場合の利用者負担の取扱いについて、他市町村との調整を行う。		～10月
		27年度予算で国の定める公定価格等を踏まえ利用者負担額を確定(条例等制定)する。	条例等	～27年3月
		公立施設については、利用者負担額の徴収根拠およびその内容、減免規定を条例で制定する。	条例	～27年3月
		公立以外の施設・事業について利用者負担額の徴収根拠およびその内容、減免規定を規則等で制定する。	規則等	～27年3月
決定した利用者負担額について、入所・入園申込者・在園児保護者等の利用者、事業者に対し周知する。		利用者負担額決定後		

作業内容			実施時期
分類	事項	内容	根拠等
私立幼稚園の円滑な移行支援	⑫私立幼稚園の円滑な移行支援(一部、再掲する内容を含む。)	私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示する。	～5月中
		新制度への移行の意向調査を行う。	6～7月
		認定こども園への移行希望を確認し、必要に応じ、地域の供給見込み量の上乗せを決定するかどうかを地方版子ども・子育て会議等の意見を聴いて、検討する。	～9月
		幼稚園型一時預かり事業の実施について、現在の利用状況等を把握の上、市町村事業計画における量の見込みを適切に確定する。	～9月
		現行の幼稚園の預かり保育からの円滑な移行が可能となるよう、国基準を踏まえた適切な事業実施基準を確定するとともに、事業を委託する。	～27年3月

支給認定(施行前の準備行為としての事務)	⑬支給認定事務	業務フローの整理を行う。	～6月
		幼稚園に対し、教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続きについて、幼稚園を通じた申請及び交付にかかる事務の協力要請を行う。	～8月
		支給認定の申請書・交付書の様式を定める。	～9月
		支給認定手続き等について、利用者向けに広報誌等で周知をはかる。	～9月
		支給認定手続きについて、事業者向けに周知をはかる。	～9月
		申請者(在園児含む)から保育の必要性認定の申請を受け付ける。(教育標準時間認定については、利用者は施設を通じて認定申請を行う。)	10月以降適切な時期
		保育の必要性を認定した者に対し、認定証を交付する。(教育標準時間認定については、施設を通じて認定証を交付する。)	10月以降適切な時期

※ 支給認定事務等については、子ども・子育て支援法附則第12条の規定に基づき、施行前に行うことが可能。

地域型保育事業の認可事務	⑭地域型保育事業認可事務	地域型保育事業の認可事務に係る書類の様式を定める。	～9月
		地域型保育事業について市町村内での周知を行う。	～9月
		事業所内保育施設や認可外保育施設(地方単独事業により行われているものを含む。)の状況を把握し、必要に応じ、意向の確認や調整を行う。	～9月
		認可・確認申請を予定している事業者から利用定員に関して意見聴取を行う。	～9月
		事業者からの認可申請を受け、認可の可否を判断するとともに、認可を行う場合は、利用定員を定めた上で、給付の対象となる事業者の確認を行う。	10月～

※地域型保育事業については、認可と確認を一体的に行う。

作業内容			実施時期
分類	事項	内容	根拠等
確認事務(施行前の準備行為としての事務)	⑮事業者からの申請に基づく確認事務(27年4月以降に認可される施設)	確認事務に係る書類等の様式を定める。	~9月
		認可・確認申請を予定ないし検討している施設・事業者へ必要な情報提供を行う。	~9月
		認可・確認申請を予定ないし検討している施設について、都道府県と調整を行う。	~9月
		認可施設・事業者と利用定員に関して必要な情報収集、調整を行う。	~9月
		確認施設・事業の利用定員の設定に関し、地方版子ども・子育て会議の意見聴取を行う。	~9月
		確認施設・事業の利用定員の設定に関し、都道府県と協議を行う。	~9月
		認可施設・認可事業者からの申請を受け、利用定員を定めた上で、給付の対象となる施設・事業者の確認を行う。	10月~
	⑯みなし確認に係る事務(施行の際、現に認可・認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされる。)	みなし確認事務に係る書類の様式を定める。	~8月
		既存の施設に対し、みなし確認されること(特に、幼稚園については、別段の申出を行うことにより確認を辞退できること)を連絡するとともに、必要な情報提供を行う。	~8月
		みなし確認される認可施設・事業者や認可権者(都道府県等)から、確認に必要な情報収集(調査等)を行う。	~8月
		特に幼稚園・認定こども園は園児募集の円滑な開始に配慮して、みなし確認をすみやかにを行う。	9月~
		みなし確認される確認施設・事業の利用定員の設定に対し、地方版子ども・子育て会議の意見聴取を行う。	~9月
		みなし確認される確認施設・事業について、都道府県に協議し、利用定員を定める。	10月~
	⑰共通の確認事務	確認した施設・事業について、事業の名称その他について、都道府県へ届ける。	10月~
		確認した施設・事業について、事業の名称その他について、公示するとともに利用者向けに周知する。	10月~
確認施設・事業への指導・監査の内容・方法等について、検討を行い、方針を定める。		~27年3月	

※ 市町村が自ら実施している家庭的保育事業については、みなし確認される。

※ 公立幼稚園について、新制度の対象としない(確認を受けない)という選択肢をとることは基本的に想定していない。

作業内容				実施時期
分類	事項	内容	根拠等	
給付事務	⑩給付事務の検討・確定	給付事務の設計(審査支払事務フローの検討)を行う。		～10月
		市町村の独自助成等の取り扱いを検討・整理する。		～10月
		広域利用に関する給付の取扱いについて、他市町村と調整を行う。		～10月
		事務取扱要領等を定める。		～27年2月
		給付の支払い事務体制の検討、構築を行う。		～27年3月
施設型給付費(1号)の地方単独費用部分	⑪施設型給付費の地方単独費用部分の額の設定(「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める)	国が定める公定価格の見込み等をもとに、各市町村の施設型給付費(地方単独費用部分を含む)を設定する。必要に応じて、都道府県との調整を図る。		6月～
		国基準と異なる額を定めようとする場合は、地方版子ども・子育て会議等に、その理由を併せて提示・審議の上決定するなど透明性を確保した上で、施設型給付費の地方単独費用部分の枠組みの概要について事業者等に対し丁寧に周知する。		6月～
		27年度予算で国の定める公定価格、交付税の単位費用等を踏まえ、27年度の当該市町村の地方単独費用部分を含めた施設型給付費の額を確定(規則等制定)する。	規則等	～27年3月
システム構築、データの移行・入力	⑫システム化の検討、構築	パッケージソフトを導入するか、独自システムを構築するか、電子システムは構築しないかを決める。		～4月
		電子化する場合には、電子化範囲、要件の定義、要望事項の整理を行って、これを仕様書にまとめ、入札等の会計上の手続きを経て、業者(ベンダー)を選定する。		4月～6月
		(パッケージ導入の場合)ベンダーと打ち合わせを行って、適切なパッケージソフトを購入する。		～12月(できれば9月くらいまでに)
		(独自システムを構築する場合)認可・確認システムの構築を行う。		9月～(運用テスト6月～8月)
		(独自システムを構築する場合)支給認定・利用調整システムの構築を行う。		10月～(運用テスト7～9月)
		(独自システムを構築する場合)給付・収納・給付費簡易請求システムの構築を行う。		12月～(運用テスト10月～)
	⑬データを内閣府に送付	施設情報等を整理し、必要箇所をコピーしておく。		～9月
		内閣府から連絡があったら、コピーした紙データを内閣府に送付		9月～27年1月
⑭確認データの入力、地域型認可データの入力	内閣府から提供される簡易システムを活用して、確認データ・地域型保育の認可データを入力する。		27年1月～	
⑮公立幼稚園及び公私立保育所の在園児のデータ移行	現行制度下における公立幼稚園及び公私立保育所の在園児について、新制度移行時に必要なデータ入力等の作業を行う。なお、新制度の移行が見込まれる私立幼稚園については、教育標準時間認定(1号認定)を通じて、必要なデータの整理を図っていく。		8月～	
⑯27年4月以降利用希望の申請者のデータ入力	27年4月以降利用希望の申請者の必要なデータ入力を行う。		10月～	

作業内容			実施時期
分類	事項	内容	根拠等
幼保連携型認定こども園	②⑤幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定	公立の幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程の基本的事項の策定等の教育委員会と密接に関連する事項について、地域の実情に応じて規則で定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の2)	規則 ~9月
	②⑥教育・保育要領	国の解説書がとりまとめ次第、義務教育との接続を踏まえつつ、認定こども園職員に対する研修・周知を行う。	秋以降

自治体における実施体制	②⑦体制準備	私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示する。(再掲)	~5月中
		住民に対する窓口を設置・明示する。	遅くとも秋くらいまでに
		国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備を行う。(27年度から給付の支出等は内閣府へ一元化)	~27年3月

周知・広報等	②⑧事業者への周知・広報等	事業者に対し新制度への移行に向け公定価格などについて説明会を行う。	できるだけ速やかに(その後も説明会の開催等、適宜情報提供)
		事業者へ施設・事業の利用者(在園者)に対して新制度への変更について説明を行っていただくよう依頼をする。	~9月(募集開始前の適当な時期)
	②⑨保護者への周知・広報等	新制度の広報計画を策定する。(広報誌の紙面の確保等)	できる限り早期に
		広報誌等を活用し、広く住民に対して、新制度の内容について周知を行う。	夏ごろまで適宜
		新制度の利用対象となる保護者等に対して申込手続きなどについて説明や案内を行う。	夏以降、適当な時期

※新制度に関する広報については内閣府にも掲載(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)

その他	③⑩税制改正	税制改正の内容について、事業者等に周知する。	随時
	③⑪公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	公私連携幼保連携型認定こども園設置法人を指定し、当該法人と協定を締結する。	~27年3月
		必要に応じて資産処分を議会で議決する。	~27年3月
	③⑫公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	公私連携保育法人を指定し、当該法人と協定を締結する。	~27年3月
		必要に応じて資産処分を議会で議決する。	~27年3月
	③⑬公立施設の域外利用	新たに行う公立施設の域外利用について、必要に応じて地方自治法に基づく手続を行う。(地方自治法第244条の3 2項、3項参照)	適宜
③⑭過料	必要に応じて子ども・子育て支援法第87条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定する。	条例 ~27年3月	
	③⑮個人情報の取扱い	扱うデータについて、必要に応じ個人情報審査会等へ諮る。	~9月